

(9) 高機能たい肥活用エコ農業支援事業
ア 高機能たい肥の流通量、散布量等

	たい肥等の種類	現状 (A) (平成〇〇年度)	目標 (B) (平成〇〇年度)	本事業での増加量 (B-A)	本事業での増加割合 (B/A)	備考
畜産地域から耕種地域への流通量 (a)	たい肥	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	炭化物	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	液肥	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
耕種地域でのエコ農業での散布量 (b)	たい肥	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	炭化物	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	液肥	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
流通量のうちエコ農業での散布量の占める割合 (b/a)	たい肥	%	%	%		
	炭化物	%	%	%		
	液肥	%	%	%		
	計	%	%	%		
備考						

- (注) 1 高機能たい肥の種類ごとにエコ農業における散布目標量が流通目標量の50%超となるものとする。2 太線部 (エコ農業での散布量の占める割合) が100%未満の場合、備考欄にエコ農業での散布以外の用途を明記すること。3 同一種類のたい肥等を複数生産する (例: 成分の異なるたい肥を2種類生産する) 場合は、その合計量を記入すること。4 「現状」欄には、事業承認の前年度の数値等を記入すること。5 「本事業での増加量」欄は、本事業で生産した高機能たい肥による増加量のみを記入し、本事業とは無関係の取組による増加量を含めないこと。

(添付書類)

- ・高機能たい肥の利用についての協定書（参考参照）

高機能たい肥の生産・利用を通じて、偏在している畜産地域と耕種地域の広域的な連携することにより、家畜排せつ物の利用を推進する観点から、本事業はおおむね都道府県域を超える耕畜地域間の連携をもって事業を実施するものとし、確実な事業目標の達成のため、事業実施主体は、耕畜地域の事業実施主体を含む農業者団体等の間で、（ア）の目標量の達成について協定を締結するものとする。

- ・その他本事業の実施に当たり高機能たい肥の利用について締結した契約内容（高機能たい肥の価格、運搬、散布、その他）がわかる書面

- ・本事業の実施により生産する高機能たい肥の原料、製造方法、成分、使用する耕種作物の特性との関係等がわかる資料

イ 目標年度における高機能たい肥のエコ農業における散布量等

たい肥等の種類		作物名	(作物A)	(作物B)	(作物C)	計	備考
	総散布量 (ト)		ト/年	ト/年	ト/年	ト/年	
	散布面積 (ha)		ha	ha	ha	ha	
	面積当たり散布量 (ト/ha)		ト/ha	ト/ha	ト/ha	ト/ha	
	総散布量 (ト)		ト/年	ト/年	ト/年	ト/年	
	散布面積 (ha)		ha	ha	ha	ha	
	面積当たり散布量 (ト/ha)		ト/ha	ト/ha	ト/ha	ト/ha	
	総散布量 (ト)		ト/年	ト/年	ト/年	ト/年	
	散布面積 (ha)		ha	ha	ha	ha	
	面積当たり散布量 (ト/ha)		ト/ha	ト/ha	ト/ha	ト/ha	
	総散布量 (ト)		ト/年	ト/年	ト/年	ト/年	
	散布面積 (ha)		ha	ha	ha	ha	
	面積当たり散布量 (ト/ha)		ト/ha	ト/ha	ト/ha	ト/ha	
備考							

(注) 同一種類のたい肥等を複数生産する（例：成分の異なるたい肥を2種類生産する）場合は、その区別ごとに本表を整理し、その区別がわかるように備考欄等を記入して提出すること。

(参考) 高機能たい肥の利用についての協定書例

高機能たい肥の利用についての協定書

高機能たい肥を生産する主体（甲）と、高機能たい肥を利用してエコ農業を実施する主体（乙）は、農林水産省補助事業（高機能たい肥活用エコ農業支援事業）を活用し、高機能たい肥の利活用促進を図り、本事業の目的を達成するため、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、本事業における次の事業目標を達成するために、両者協力して取り組むものとする。

事業目標：○○・・・・・・・・

第2条 甲及び乙は、事業目標の達成のため、平成○年○月から○年○月までの3年間、以下のとおり、たい肥を流通・散布するものとする。

(単位：ト)

	事業承認前年度	1年度目（承認年度）	2年度目	3年度目（目標年度）	計
甲から乙へのたい肥流通量					
うち 乙のエコ農業での散布量					

※ 事業開始前年度から目標年度までの増加量は、本事業の取組により生産された高機能たい肥による量のみ

第3条 事業実施主体（甲又は乙）は、善良なる管理者としての注意義務を負うことにより、本事業で整備する施設及び機材等の運営管理を行うものとする。（乙又は甲）は、第1条の規定について、事業実施主体（甲又は乙）に協力するものとする。

第4条 事業実施主体（甲又は乙）は、本契約に定めのないこと並びに補助主体から別途指示があったことについて、（乙又は甲）の意見を聞いた上で、必要な事項を決定するものとする。（乙又は甲）は、この決定に従うものとする。

第5条 事業実施主体（甲又は乙）は、（乙又は甲）に対して、前2条の規定を遵守するよう、必要な指導を行うものとする。

第6条 事業実施主体（甲又は乙）は、（乙又は甲）が第1条または第2条の規定を履行することが困難となった場合は、代わりとなる者を募集するなど、本事業の事業目標の達成に努めるものとする。

第7条 事業実施主体（甲又は乙）が前2条の取り組みを行ったにもかかわらず、（乙又は甲）が第2条から第4条までの規定に違反したことに起因して、第1条に規定する事業目標が達成できず、補助主体から事業実施主体（甲又は乙）に対して補助金返還等の請求があった場合、事業実施主体（甲又は乙）は、（甲又は乙）に対して、当該返還額の負担を求めることができるものとする。

平成 年 月 日

甲 畜産地域の農協の代表者、組合、団体等の長又は農家等 氏 名 印
住所・・・・・・・・

乙 耕種地域の農協の代表者、組合、団体等の長又は農家等 氏 名 印
住所・・・・・・・・